

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	瀬戸内海の環境修復技術に関する検討業務
業 務 概 要	瀬戸内海の家砂採取跡地の環境修復を推進するため、環境修復候補地に関する基本情報の整理、環境調査、環境修復計画（案）の検討、環境修復計画（案）の推進プロセスの検討、改質材・改質土の品質管理の検討等を行う。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所長 安達 崇 国土交通省中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所 広島市南区宇品海岸3-10-28
契 約 年 月 日	令和6年4月25日
契 約 業 者 名	瀬戸内海の環境修復技術に関する検討業務みなと総研・復建調査設計設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門三丁目1番10号
契 約 金 額 （ 税 込 み ）	¥34,540,000
予 定 価 格 （ 税 込 み ）	¥34,606,000
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、瀬戸内海の家砂採取跡地の環境修復を推進するため、環境修復候補地に関する基本情報の整理、環境調査、環境修復計画（案）の検討、環境修復計画（案）の推進プロセスの検討、改質材・改質土の品質管理の検討等を行うものである。</p> <p>簡易公募型（選定段階省略型）プロポーザル方式により手続き開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書及び技術提案書が提出された。</p> <p>提出された参加表明書等について、広島港湾空港技術調査事務所建設コンサルタント等選定委員会により資格要件及び専門技術力等を評価した結果、瀬戸内海の環境修復技術に関する検討業務みなと総研・復建調査設計設計共同体を本業務の契約相手方として特定したものである。</p> <p>以上により、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和6年4月25日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和7年3月19日
備 考	